

# 業務委託仕様書

## 1 件名

令和7年度さいたま市総合振興計画デザイン版・パンフレット等作製業務

## 2 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

## 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 総合振興計画基本計画（デザイン版）の作製

#### （ア）総合振興計画基本計画（デザイン版）の編集

さいたま市総合振興計画基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）について、計画期間の中間期に当たる令和7年度に改定を行ったため、改定内容を反映した計画書を作製する。

委託者が提供する「別冊1 さいたま市総合振興計画基本計画（令和5年度改定版）※現行計画書」のデータ（InDesignデータ等）を編集し、「別冊2 さいたま市総合振興計画基本計画（令和7年度改定）※計画議案書」（200頁程度、詳細は別冊2を参照。）やその他の資料等を基に、グラフ、地図、写真などの図表等の修正を含む、改定内容等を反映した計画書（改定版）冊子を編集する。

#### <参考>

別冊1 さいたま市総合振興計画基本計画（令和5年度改定版）※現行計画書

別冊2 さいたま市総合振興計画基本計画（令和7年度改定）※計画議案書

#### （イ）総合振興計画基本計画（デザイン版）の印刷製本

以下の仕様で印刷製本を行う。校正については、3回を原則として、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

#### 【仕様】

A4判、無線クルミ製本、本文350頁程度、全4色刷り、表紙・本文デザインあり、400部、紙質（表紙：コート紙93.5K、マットPP・見返し加工色上質厚口、本文：マット紙62.5Kを基本とする）

#### 【成果物】

（ア）総合振興計画基本計画（デザイン版）の電子データ一式（修正可能なデータ及びPDF）

（イ）総合振興計画基本計画（デザイン版） 400部

#### 【納品時期】

令和8年3月中旬

※成果物（イ）の納品場所は委託者が指定する市役所本庁舎

## (2) 総合振興計画基本計画（パンフレット）の作製

### (ア) 総合振興計画基本計画（パンフレット）の編集

総合振興計画基本計画について、委託者が提供する資料及び原稿をもとに、市民等に対し計画のポイント等が分かりやすく伝わるような構成、レイアウト、表紙・本文デザインを検討し、パンフレットを作成する。検討に当たっては、ラフ案を3案以上提示し、委託者と協議した上で1案に絞り、構成、デザイン作業を進めるものとする。

※掲載内容は、「(1) 総合振興計画基本計画（デザイン版）」の内容から要点を絞り、写真・イラスト等を使用することで視覚的に表した内容で、デザイン性に富んだ見やすく、わかりやすい構成にすること。

※掲載内容の協議に当たっては、委託者が示した基本方針に沿って、デザインイメージを含めたサンプル版を3点以上提示すること。

※全頁Uni-Voiceコードによる音声読み上げに対応するため、Uni-Voiceコードの位置を特定する「切り欠き」加工をすること。また、Uni-Voiceコードを読み取れるよう印刷品質には留意すること。なお、Uni-Voiceコードについては委託者より提供する。

※掲載内容及びデザインは、受託者からの提案を基に別途委託者と協議の上で決定する。

※校正については、3回を原則として、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

### (イ) 総合振興計画基本計画（パンフレット）の印刷製本

以下の仕様で印刷製本を行う。校正については、3回を原則として、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

#### 【仕様】

A4判、針金中綴じ製本、12頁程度、全4色刷り、表紙・本文デザインあり、5,000部、紙質（マットコート紙（連量：四六判換算90kg）を基本とするが、提案に合わせて変更できる。）

#### 【成果物】

(ア) 総合振興計画基本計画（パンフレット）の電子データー式（修正可能なデータ及びPDF）

(イ) 総合振興計画基本計画（パンフレット）5,000部

#### 【納品時期】

令和8年3月中旬

※成果物（イ）の納品場所は委託者が指定する市役所本庁舎

## (3) 総合振興計画基本計画（パンフレット〔外国語版〕）の作製

### (ア) 総合振興計画基本計画（パンフレット〔外国語版〕）の編集

「2. 総合振興計画基本計画（パンフレット）の作製」で作製したパンフレットの内容を、委託者が提供する翻訳原稿（英語、中国語及び韓国・朝鮮語の3か国語）で置き換え、日本語版と整合が取れるようレイアウトする。

(イ) 総合振興計画基本計画（パンフレット〔外国語版〕）の印刷製本

以下の仕様で印刷製本を行う。校正については、3回を原則として、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

【仕様】

A4判、針金中綴じ製本、12頁程度、全4色刷り、紙質（マットコート紙（連量：四六判換算90kg）を基本とするが、提案に合わせて変更できる。）

500部（英語300部、中国語150部、韓国・朝鮮語50部）

【成果物】

(ア) 総合振興計画基本計画（パンフレット〔外国語版〕）の電子データ一式（修正可能なデータ及びPDF）

(イ) 総合振興計画基本計画（パンフレット〔外国語版〕）500部（英語300部、中国語150部、韓国・朝鮮語50部）

【納品時期】

令和8年3月中旬

(4) 総合振興計画実施計画の作製

ア 総合振興計画実施計画の作製

(ア) 総合振興計画実施計画の編集

委託者が提供する原稿データにインデックスを付ける等の編集を行うこと。

※「別紙1 インデックスのイメージ」を参照。

(イ) 総合振興計画実施計画の印刷製本

以下の仕様で印刷製本を行う。校正については、3回を原則として、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

A4判、無線クルミ製本、400頁程度、黒1色、400部、紙質（表紙：再生上質紙135K、本文：再生上質紙70K）

【成果物】

(ア) 総合振興計画実施計画の電子データ一式（修正可能なデータ及びPDF）

(イ) 総合振興計画実施計画 400部

【納品時期】

令和8年3月中旬

※成果物（イ）の納品場所は委託者が指定する市役所本庁舎

## 5 一般事項

- (1) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款」の規定を遵守すること。
- (2) 本仕様書と本市の業務委託契約基準約款の内容に矛盾がある場合には、本仕様書の定めが優先するものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況等について、適宜、委託者に報告し、必要に応じて報告書等を作成するものとする。
- (4) 受託者は、委託者のこれまでの検討内容を理解し、委託者より打合せ等について連絡を

受けたときは、直ちに対応するものとする。

- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (6) 受託者は業務遂行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合を除いて、その賠償の責任を負う。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。